

# 福島県母子避難者等高速道路無料化支援事業 利用動向調査業務仕様書

本仕様書は、福島県（以下「委託者」という。）が委託する「母子避難者等高速道路無料化支援事業利用動向調査業務」（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

## 1 業務名

福島県母子避難者等高速道路無料化支援事業利用動向調査業務

## 2 事業の目的

母子避難者等に対する高速道路の無料措置の実施に伴う高速道路会社の料金収入への影響を把握し、高速道路会社の料金収入に影響を生じさせないための費用を算定するための基礎資料とするもの

## 3 委託内容

委託業務の内容は次のとおりとし、その費用のすべては委託料に含まれる。

- (1) 調査票等の作成
- (2) 調査票等の印刷・封入
- (3) 調査票等の郵送（再送含）
- (4) 問い合わせ対応
- (5) 調査票の回収
- (6) お礼・督促状の郵送
- (7) 記入済み調査票の入力
- (8) 調査結果の集計・分析
- (9) 誘発率の計算
- (10) 作表・作図作業及び報告書等の作成

## 4 調査の概要

- |             |                                     |
|-------------|-------------------------------------|
| (1) 調査対象    | 原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置を利用している住民 |
| (2) 標本数     | 約 2,000 世帯                          |
| (3) 調査方法    | 郵送によるアンケート形式                        |
| (4) アンケート項目 | 別紙 1 のとおり                           |
| (5) 想定回収率   | 50%                                 |
| (6) 契約期間    | 令和元年 9 月～令和元年 11 月                  |
| (7) 調査時期    | 令和元年 10 月～令和元年 11 月                 |

## 5 事業の内容

委託内容は以下のとおりとする。

- (1) 調査票等の作成
  - ・調査票、参考資料等を、委託者が提示する案を基に作成すること。なお、調査依頼状（案）、調査票（案）、調査票記入例（案）、再送用調査依頼状（案）については、別紙 1 のとおり。
  - ・調査対象リストを、委託者が提供するデータを基に作成すること。

- ・その他、調査に必要な資料等を作成すること。
- (2) 調査票等の印刷・封入
- ・本調査に必要な調査票（A 4 版 2 頁程度）、参考資料（A 4 版 2 頁程度）、調査依頼状、発送用封筒（定型 長 3 封筒）、返送用封筒（定型 長 3 封筒）等を印刷すること。
  - ・委託者が提供する対象者リスト（表計算ソフト「Excel」データ）から、宛名ラベルを作成し、発送用封筒に宛名ラベルを貼り付け、調査票、返送用封筒等を封入すること。
  - ・返送用の宛先は、受託者が設置する調査実施本部とし、返送用封筒に社名を明記すること。
- (3) 調査票等の郵送
- ・(2)の印刷物を調査対象者に郵送すること。
  - ・宛先不明等により郵便物が返送された場合には、委託者に確認の上、再送等の対応を行うこと。なお、再送等の対応を行う標本数は、4 (2)の標本数の5%を見込むこと。
- (4) 問い合わせ対応
- ・受託者は、コールセンターを設置し、調査対象者からの問い合わせ等に対応するための体制を整備すること。
  - ・設置期間は、調査票等の発送日の翌日から、調査〆切日までの、土曜、日曜、祝日を除いた平日 9 時 30 分から 17 時とする。
  - ・コールセンターには設置期間中、専用回線を設けること。
  - ・調査対象者からの問い合わせ内容等（受付日時、相手方氏名、住所、電話番号、問い合わせ内容等）については、受託者側で作成する記録用紙に記載し、委託者に報告すること。
  - ・コールセンターは調査対象者からの問い合わせに対応するものとし、受託者から調査対象者への問い合わせは行わないものとする。
- (5) 調査票の回収・未回答者への督促
- ・調査実施本部にて調査票の回収を行うこと。
  - ・お礼状を兼ねた提出依頼状を印刷し、調査対象者全員に送付すること。
  - ・委託者から提供する対象者リスト（表計算ソフト「Excel」データ）から、宛名ラベルを作成すること。
  - ・提出依頼状は、定型・長 3 封筒に A 4 版 1 頁で作成し、調査対象者全員に送付すること。
  - ・なお、提出依頼状（案）については、別紙 2 のとおり。
- (6) 調査回答の入力
- ・回収した記入済み調査票を委託者が指定する形式で入力し、電子データ化すること。
  - ・データ入力についてはベリファイ入力（検査入力、二度打ち）とし、照査済みのデータを納品すること。
  - ・なお、調査対象者からの自由意見について、転記し、まとめること。
- (7) 調査結果の集計・分析
- ・調査結果を集計し、分析を実施すること。詳細は「7 集計作業」を参照すること。
- (8) 報告書の作成

- ・報告書を作成すること。詳細は「8 作表・作図作業及び報告書原稿作成」を参照すること。

## 6 回収した調査票等の取扱

- (1) 集計作業に当たり、データクリーニング（欠票状況の確認、無記入・誤記入・矛盾等の補足）を確実に行うこと。
  - ・調査回答の内容によって、至急の連絡が必要な場合は受託者より委託者に報告を行う。
- (2) プライバシーの保護、データの機密性確保の観点から、委託者及び調査対象者等から取得した情報の取扱は、受託者の責任の下確実に行うこと。
- (3) 本調査の結果データ等については、本調査の目的以外には使用しないこと及びそのことを調査票に明示すること。また、本調査の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては秘密の保持に十分配慮すること。

## 7 集計作業

集計は全体の単純集計に加え、委託者の指示する項目に従い、調査対象者の属性別及び質問間クロス集計等を行うこと。

委託者と協議の上、誘発率の計算を行うこと。なお、誘発率の計算方法については、別紙3のとおり。

誘発率の計算に先立って、受託者は、あらかじめ調査対象者の利用 I C 間の料金確認を行うこと。

その他、委託者と協議の上、集計作業を行うこと。

## 8 作表・作図作業及び報告書原稿作成

集計結果をもとに、表計算ソフト「Excel」形式で、表及び図（グラフ）を作成すること。

また、図表作成後、報告書原稿を作成すること。報告書原稿には、上記図表をエクセル形式の図形式として埋め込み、ワープロソフト「Word」形式で作成し、見やすさに配慮すること。

なお、図表及び報告書については、委託者と協議の上、作成すること。

## 9 成果品

調査実施後に以下のものを提出すること。

- ・報告書 10 部（製本）
- ・CD-ROM 2 枚
- ・回収した調査票の電子媒体（分析前のデータ）

※回収した調査票は全て PDF による電子データに変換し、電子媒体により委託者に提出するものとし、回収した調査票は、受託者が責任をもって廃棄するものとする。

## 10 成果品の帰属

成果品の全ては、委託者に帰属するものであり、委託者の承認を受けずに第三者に公表・貸与してはならない。

## 11 法令の遵守

受託者は、業務の実施に当たって関連する法令等を遵守しなければならない。

## 12 注意事項

受託者は、この契約に係る業務の全部又は主要な部分（運営・管理）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

## 13 中立性の保持

受託者は、業務の遂行に当たって、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心掛けるものとする。

## 14 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

## 15 必要な資格

(1) 以下、①、②のいずれかを満たすこと

① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けている者。又は、「JIS Q 27001」、「JIS Q 27002」、「ISO/IEC27001」、「ISO/IEC27002」、等の認証を有している者。

② ①以外の事業者にあつては、事業者において個人情報保護に関する規程を定めていて、個人情報保護に関する教育・研修を実施（実施計画・実施内容等を示すことができること）している者。

(2) 過去3年以内に類似の調査の実績を有すること。

## 16 打合せ等

受託者は、業務の実施に当たって、委託者と綿密な連絡をとり、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

また、受託者は委託者からの必要な資料の提供又は説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

## 17 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者で協議の上、これを定める。

## 調査依頼状（案）

### 「原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置

ご利用者様アンケート」へのご協力をお願いいたします。

- 調査票は、原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置に係る「母子・父子避難者等及びその移動経路に係る証明申請書」の申請者の方に送付させていただいております。
- ご回答いただいた内容は、集計結果としてのみ使用し、個人が特定されるような情報が第三者に開示されることは一切ありません。
- ご記入された調査票は、返信用封筒に封入して、令和元年 月 日（ ）までに郵便ポストにご投函ください。切手の貼り付けは要しません。

調査に関するお問い合わせ先：〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

受託会社名

受付期間：令和 年 月 日（ ）～ 月 日（ ）平日 時 分～ 時 分

[調査実施機関] 福島県避難地域復興局避難者支援課 Tel:024-523-4250  
〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16

[本調査の受託者]

◎無料措置利用について国土交通省より以下の注意事項が出されていますのでご確認ください。

※ 満18歳に達してから最初の3月31日を過ぎた子ども及びその父母等は高速道路無料措置の対象外となりますので、証明書を発行した市町村へ返却をお願いいたします。

また、既に証明書をお持ちで、震災前に居住していた市町村へ帰還された方については高速道路無料措置の対象外となりますので、証明書を発行した市町村へ返却をお願いいたします。

なお、複数の子どもを対象とした証明書のうち、一部の子どもが対象外となる場合や、証明書の内容に変更が生じた場合は、証明書の再発行が必要となりますので、証明書を発行した市町村へ再申請をお願いします。

※ 証明書発行等に関する詳細な手続きについては、証明書を発行した市町村へ直接お問い合わせ願います。

## ご利用者様アンケート（案）

現在実施中の原発事故による母子避難者等に対する高速道路無料措置について、実施前後の家族間の往来傾向の変化を確認するため、以下のとおりお尋ねいたします。

なお、ご回答いただいた内容は、集計結果としてのみ使用します。

個人が特定されるような情報が第三者に開示されることは一切ありません。

問 1) あなたご自身のことについてお答えください。

(1) 震災時に居住していた自治体名を教えてください。

カッコ内の、市町村のいずれかあてはまる内容にも、○をつけてください。

福島県  (市・郡)  (町・村)

(2) あなた（又はあなたの家族）が避難されている先の自治体名を教えてください。

カッコ内の、都道府県、市町村区のいずれかあてはまる内容にも、それぞれ○をつけてください。

(都・道・府・県)  (市・郡・区)  (町・村)

問 2) ご利用車種は

〔 当てはまるもの 1 つに○印をご記入ください。  
※複数の車両を利用している場合は主に使用している車種をご記入ください。〕

a. 軽自動車等    b. 普通車    c. 中型車

○軽自動車等、普通車、中型車の区分について

・軽自動車等 … 軽自動車、

二輪自動車（側車付きを含む）

・普通車 … 小型自動車（二輪自動車及び側車付き二輪自動車を除く）

普通乗用自動車

トレーラ（けん引軽自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両）

・中型車 … 普通貨物自動車（車両総重量 8t 未満かつ最大積載量 5t 未満で 3 車軸以下のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクターで 2 車軸のもの）

マイクロバス（乗車定員 11 人以上 29 人以下で車両総重量 8t 未満のもの）

トレーラ（けん引軽自動車と被けん引自動車（2 車軸以上）との連結車両及びけん引普通車と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両）

（裏面に続く）

問 3) 証明書に記載されているインターチェンジ（IC）をお答えください。

IC から  IC

問 4) 『母子避難者等高速道路無料措置』がなかったときに、高速道路を利用して家族が会っていた回数はどの位でしたか。(一般道を利用や電車を利用など、高速道路以外の交通手段は、回数に含みません)

- a. 月に1回未満
- b. 月に1回程度
- c. 月に2回程度
- d. 週に1回程度
- e. 週に2回程度
- f. 週に3～4回以上
- g. 0回(高速道路以外を利用していた場合を含む)

問 5) 『母子避難者高速道路無料措置』の実施以降、現在、高速道路を利用して家族が会っている回数はどの位ですか。

- a. 月に1回未満
- b. 月に1回程度
- c. 月に2回程度
- d. 週に1回程度
- e. 週に2回程度
- f. 週に3～4回以上

その他、『母子避難者高速道路無料措置』について、ご意見等があれば、ご自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございます。

福 島 県

## 記入例（案）

### 原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置

#### ご利用者様アンケート

現在実施中の原発事故による母子避難者等に対する高速道路無料措置について、実施前後の家族間の往来傾向の変化を確認するため、以下のとおりお尋ねいたします。

なお、ご回答いただいた内容は、集計結果としてのみ使用します。

個人が特定されるような情報が第三者に開示されることは一切ありません。

問 1) あなたご自身のことについてお答えください。

(3) 震災時に居住していた自治体名を教えてください。

カッコ内の、市町村のいずれかあてはまる内容にも、○をつけてください。

福島県  (市・郡)  (町・村)

(4) あなた（又はあなたの家族）が避難されている先の自治体名を教えてください。

カッコ内の、都道府県、市町村区のいずれかあてはまる内容にも、それぞれ○をつけてください。

(都・道・府・県)  (市・郡・区)  (町・村)

問 2) ご利用車種は

〔 当てはまるもの1つに○印をご記入ください。  
※複数の車両を利用している場合は主に使用している車種をご記入ください。〕

a. 軽自動車等    b. 普通車    c. 中型車

○軽自動車等、普通車、中型車の区分について

- ・軽自動車等 … 軽自動車、  
二輪自動車（側車付きを含む）
- ・普通車 … 小型自動車（二輪自動車及び側車付き二輪自動車を除く）  
普通乗用自動車  
トレーラ（けん引軽自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両）
- ・中型車 … 普通貨物自動車（車両総重量 8t 未満かつ最大積載量 5t 未満で 3 車軸以下のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクターで 2 車軸のもの）  
マイクロバス（乗車定員 11 人以上 29 人以下で車両総重量 8t 未満のもの）  
トレーラ（けん引軽自動車と被けん引自動車（2 車軸以上）との連結車両及びけん引普通車と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両）

（裏面に続く）



問 3) 証明書に記載されているインターチェンジ (IC) をお答えください。

(福島県内) ○○ IC から	△△△△ IC
避難元のインターチェンジ名	避難先のインターチェンジ名

問 4) 『母子避難者等高速道路無料措置』がなかったときに、高速道路を利用して家族が会っていた回数はどの位でしたか。(一般道を利用や電車を利用など、高速道路以外の交通手段は、回数に含みません)

- a. 月に 1 回未満
- b. 月に 1 回程度
- c. 月に 2 回程度
- d. 週に 1 回程度
- e. 週に 2 回程度
- f. 週に 3～4 回以上
- g. 0 回(高速道路以外を利用していた場合を含む)

【問 4、問 5 共通】

「高速道路を利用して家族が会っていた(る)」とは、避難元の家族が避難先の家族を訪ねていた(る)回数と、避難先の家族が避難元(自宅等)を訪れていた(る)回数の合計を意味します。

その平均的な頻度に最も近い選択肢に○を付けてください。

問 5) 『母子避難者高速道路無料措置』の実施以降、現在、高速道路を利用して家族が会っている回数はどの位ですか。

- a. 月に 1 回未満
- b. 月に 1 回程度
- c. 月に 2 回程度
- d. 週に 1 回程度
- e. 週に 2 回程度
- f. 週に 3～4 回以上

その他、『母子避難者高速道路無料措置』について、ご意見等があれば、ご自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございます。

## 調査依頼状（案）

### 「原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置

ご利用者様アンケート」へのご協力をお願いいたします。

- 調査票は、原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置に係る「母子・父子避難者等及びその移動経路に係る証明申請書」の申請者の方に送付させていただいております。
- ご回答いただいた内容は、集計結果としてのみ使用し、個人が特定されるような情報が第三者に開示されることは一切ありません。
- ご記入された調査票は、返信用封筒に封入して、令和 年 月 日（ ）までに郵便ポストにご投函ください。切手の貼り付けは要しません。

先日、証明書の申請者住所欄に記載の住所に本アンケートを送付いたしましたが、あて先不明により返戻されたため、今回、避難者住所欄に記載の住所に送付させていただきました。

避難元や避難先の住所等に変更があった場合には、証明書を申請した市町村窓口で、証明書の再発行と旧証明書の返却の手続きをお願いします。

調査に関するお問い合わせ先：〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

受託会社名（ ）

受付期間：令和 年 月 日（ ）～ 月 日（ ） 平日 時 分～ 時 分

[調査実施機関] 福島県避難地域復興局避難者支援課 Tel:024-523-4157  
〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16

[本調査の受託者]

◎無料措置利用について国土交通省より以下の注意事項が出されていますのでご確認ください。

※ 満 18 歳に達してから最初の 3 月 31 日を過ぎた子ども及びその父母等は高速道路無料措置の対象外となりますので、証明書を発行した市町村へ返却をお願いいたします。

また、既に証明書をもちで、震災前に居住していた市町村へ帰還された方については高速道路無料措置の対象外となりますので、証明書を発行した市町村へ返却をお願いいたします。

なお、複数の子どもの対象とした証明書のうち、一部の子どもが対象外となる場合や、証明書の内容に変更が生じた場合は、証明書の再発行が必要となりますので、証明書を発行した市町村へ再申請をお願いします。

※ 証明書発行等に関する詳細な手続きについては、証明書を発行した市町村へ直接お問い合わせ願います。

別紙2

提出依頼状（案）

「原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置  
ご利用者様アンケート」ご協力への御礼並びにお願い（案）

先日、標記のアンケートをお届けしましたが、ご回答いただきまして、  
御礼申し上げます。

なお、アンケートをまだご返送いただけていない場合は、ご回答のうえ  
下記の期限までにご投函いただきますようお願い申し上げます。

福島県 避難地域復興局 避難者支援課

郵便ポストへのご投函期限：令和元年 月 日（ ）

[調査実施機関]

福島県 避難地域復興局 避難者支援課

[お問い合わせ先]

本調査の受託者：〇〇〇〇

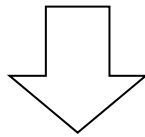
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

受付日時 令和元年〇月〇日（ ）～〇月〇日（ ）（土日・祝日は除く）  
9時30分～17時00分

## 別紙3

### 【誘発率の計算について】

- ・ 問 2 の車種区分及び問 3 の利用 IC ペアにより 1 回あたりの定価を算出。
  - ・ 問 4 の選択肢の回答数に定価を乗じた金額を無料措置がなかった場合の収入とする。
  - ・ 問 5 の選択肢の回答数に定価を乗じた金額を無料措置後の実績収入として誘発率を算出
- ※a→0 回 b→1 回 c→2 回 d→4、e→8、f→12 回として計算



$$\text{誘発率} (\beta) = 1 - \frac{\Sigma (\text{1 回当たりの定価} \times \text{問 4 の利用回数})}{\Sigma (\text{1 回当たりの定価} \times \text{問 5 の利用回数})}$$